



青葉区民会議

# 青葉区民会議ニュース

2007年12月発行

臨時号

発行 青葉区民会議

事務局 〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 青葉区役所区政推進課広報相談係内

Tel:045-978-2221 Fax:045-978-2411 Email:mail@aobakuminkaigi.com

URL:http://www.aobakuminkaigi.com/

配布先：青葉区役所、地区センター、ケアプラザ、区民活動支援センター、図書館など区民利用施設

平成19年度青葉区民のつどいの報告を臨時号でお届けします

## どこかおかしい! どこがおかしい? 食の安全

平成19年11月17日(土)に開催された「つどい」では農林水産省消費安全局から佐藤京子さん、横浜市食の安全懇話会から服部孝子さんを講師に迎えそれぞれの立場から「食の安全」への注意が促された。

佐藤さんからは、食品の表示ひとつをとっても関係する省庁や法律が複数あることがまず説明された。これらがどのように実際の食品に関係しているのかは私たちの想像を超えているのが現状。さらに法律で取り締まっているにも関わらず、次から次へ出てくる表示違反。問題も課題も分かっているが省庁の縦割り行政がネックとの話しには、「ではなぜそこから改善しないのか?」と素朴な疑問がわいてきます。できないではなく、どうやるのかを聞きたい市民。会場からは多くの質問が出された。

資料によると、輸入食品は年々増加。取り締まる検査所は検査が追いつかない。輸入食品の監視には人も足りない、検査制度も万全を望めない、健康被害が発生し、残留農薬、動物医薬品の基準値違反も後を絶たないことが分かった。



2005年の食品の輸入量は3378万トンで、輸入届け出件数は186万4412件。その内検査を行った総数は18万9362件で、輸入届け出総数のわずか10.2%。

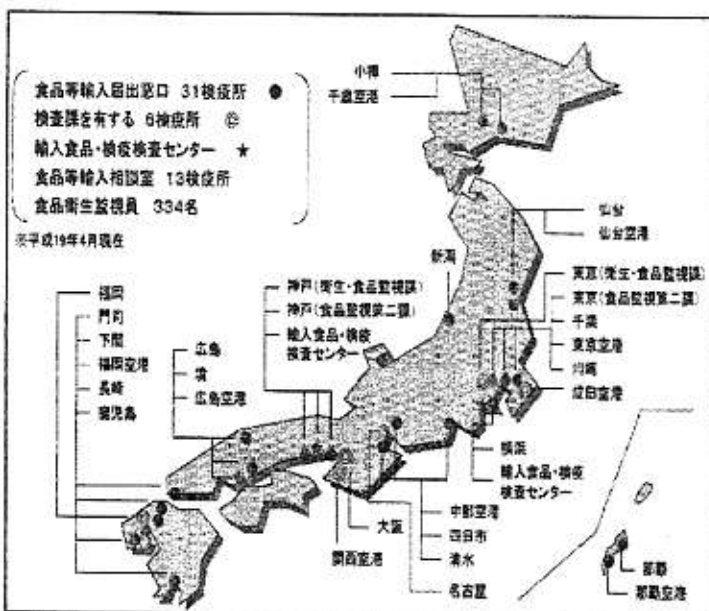
食品の監視体制は、国＝厚生労働省が輸入食品を担当し、国内に流通する食品は都道府県の保健所(518ヶ所)の食品衛生監視員が行っている。話しが進むにつれ、商店にならぶ食材や食料品は一元的に監視されているのではないことを知り、問合せ先もさまざまなことが分かり、おかしさがどこにあるのかを私たちが感じる場面もあった。

今、やっと相談窓口の一元的な取り組みが始まった。厚生労働省と農林水産省が連携し相互に担当者を派遣し食品の表示に関する相談窓口を一本化した。しかし全国でやっと6ヶ所。まだ神奈川県にはないのが現状。

食品安全に関する情報は公的なホームページ、雑誌、会議資料、研究所などで入手できるものが信頼できる情報と言われても、すぐに手に入るでしょうか? 今回臨時号ではできるだけ情報を早く正しく入手してもらえるように一覧をつけました!!

\*詳細は3面

服部孝子さんは主婦の立場、視点から食の安全について、「私たちが日頃まず気づかねばならないこと」とするどく切り込まれた。関心をもって注意すれば、表示の見方を変えることができます。口に入ってからでは、遅すぎる。食べる前に「ちょっと考える」市民にと、実際の商品を見せながら「表示方法の意味」の説明があった。消費者としては最後のよりどころ、

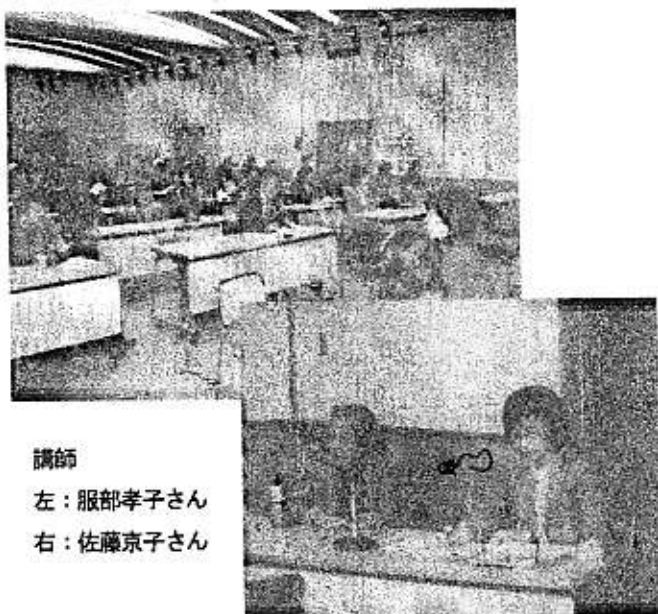


輸入食品は全国31の検査所で輸入届けを受付ける検査課があるのはそのうち6ヶ所。

福岡、大阪、関西空港、名古屋、東京、成田空港、334人の監視員だけで守られている!! それもモニタリング検査では一定の率で見逃してしまう。

味方である「表示」にこれほど裏切られてしまうと、自衛手段をどうとるのか。子どもたちの食生活の実態から「食育」の大切さ、私たち自身の食に対する考え方から、消費行動や購買方法の見直しという生活様式にまで踏み込んだ講演となりました。

横浜市の取り組みとして「食品衛生監視指導計画」が年度ごとに策定され「食の安全」に関する情報提供や意見交換がシンポジウムなどを通じて市民に向けて行われていることが紹介された。しかし青葉区民はどこまでこの情報に触れる機会があるのか、会場参加者の多くがこのシンポジウムそのものも知らないことが垣間見えた。食の安全といった生活に欠かせない情報を区民が知る機会をもっと増やす必要を感じ、区民会議としてやるべきことが見えた講演会・つどいだった。



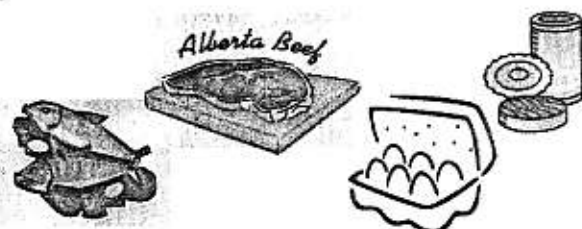
講師

左：服部孝子さん  
右：佐藤京子さん



**JAS 法では消費者に販売されるすべての飲食料品に下表のように品質表示が義務付けています**

「食品品質表示の早分かり」Q&A から抜粋



●印が義務付けられている表示事項です	農産物	水産物	畜産物	玄米及び精米	加工食品
名称	●	●	●	●	●
原産地	●	●	●		
原料玄米				●	
原材料名					●
原料原産地名					●
内容量				●	●
凍		●			
養殖		●			
精米年月日				●	
賞味期限					●
保存方法					●
販売業者				●	
製造業者					●



Q 生鮮食品における原産地の考え方について教えてください。

A 原産地とは生鮮食品を栽培、飼養または生産した地を指します。畜産物などでは、飼養地が複数にまたがる場合がありますが、この場合は飼養期間が最も長い飼養地を原産地として表示することとなっています。

Q 輸入後国内で蓄養した貝類の原産地の扱いはどうなりますか。

A 輸入後、出荷調整や砂抜きなどのため国内で蓄養した貝類の原産地は、その輸出国となります。

Q 輸入品とはどのような製品をさしますか。また、表示の義務を負うのは誰ですか。

A 輸入品とは、①容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品(製品輸入)②バルクの状態では輸入されたものを、国内で小分けし、容器包装した製品③製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品④その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品を指します。製品輸入したものについては輸入者に表示義務があります。この場合の輸入者とは、輸入した製品の表示内容について日本国内で責任を持つ者となります。また、②のようにバルクの状態では輸入されたものを国内で小分け包装した場合は、小分け包装した者に表示義務があります。また、JAS法では、加工食品品質表示基準の規定に従い、販売業者が当該製品の表示内容に責任を持つ旨合意がなされている場合には、当該販売業者が表示義務者となることもできます。ただし、この場合、食品衛生法に従い、別途加工業者または製造者の所在地及び氏名も記載することが必要です。

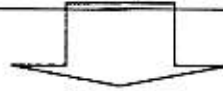




食品衛生法では食品を4つのジャンルに分けて表示法を義務付けています。

生鮮食品
有機食品
加工食品
遺伝子組換え食品

【アレルギー物質を含む食品の原材料表示について】  
(食品衛生法に基づく)平成14年4月1日より、特定原材料を含む旨の表示が義務化されている。



今回の『区民のつどい』でお渡ししたテキスト(下記写真)に分かりやすく解説が載っています。必要な方は下記アドレスからプリントアウトして下さい  
<http://www.jasnet.or.jp>



◇表示されるアレルギー物質(特定原材料について)

必ず表示される5品目	卵、乳、小麦、そば、落花生
表示が勧められている20品目(特定原材料に準ずるもの)	あわび、いか、いくら、かに、えび、オレンジ、くるみ、キウイフルーツ、牛肉、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(原材料の一部に〇〇由来原材料が含まれます)という旨の表示が行われます。

青葉区内では・・・青葉区福祉保健センター  
食品衛生担当 TEL978-2463 FAX978-2423

横浜市健康福祉局食品衛生課  
[http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/syoku\\_anzen/index.html](http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/syoku_anzen/index.html)



『食の安全』に関する法律&問い合わせ先(所管の官庁)

名称	所管の官庁/メールアドレス/電話番号
食品衛生法	厚生労働省 医薬食品局食品安全部基準審査調査表示係 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/shoukuanzen/index.htm">www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/shoukuanzen/index.htm</a> 03-5253-1111
JAS法	農林水産省 消費・安全局表示・規格課 <a href="http://www.maff.go.jp/index.htm">www.maff.go.jp/index.htm</a> 03-3502 8111
景品表示法	公正取引委員会 景品表示法についての相談窓口=消費者取引課 景品表示法違反事実についての申告窓口=景品表示監視室 <a href="http://www.jftc.go.jp/keihyo/index.htm">www.jftc.go.jp/keihyo/index.htm</a> 03-3581-5471

<一元的な相談窓口>平日(月~金)10:00~12:00と13:00~16:00

厚生労働省と農林水産省の連携のもと、相互に担当者を派遣し、食品の表示に関する一元的な相談窓口を開設。受け付ける相談の内容は、食品衛生法及びJAS法に基づく食品表示に関する相談です。

名称	場所及び電話番号	開催日
社団法人 日本食品衛生協会 食品安全情報相談室	東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター1階 TEL:03-3403-4127	毎週月曜日
独立行政法人 農林水産消費技術センター本部 交流技術課	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 TEL:048-600-2366	毎週水曜日

11月17日青葉区民のついで「食の安全」についてアンケートをおこないました（回答数48）

食の安全性について困ったときどうされましたか

何もなかった

尋ね先がわからなかった

周りの人に相談

メーカーに問い合わせ

行政など窓口相談

困ってもそのままの方が43%

食関係の団体や窓口をご存知ですか  
「はい」「いいえ」

	食生活等改善推進員	食品衛生協会	ヘルスマイト	保健活動推進員	食品衛生監視員	横浜市消費生活総合センター	消費生活推進員
「はい」の割合（認知率）	33%	29%	19%	21%	38%	31%	27%

自由記入での「食の安全」に対する提案には、「正しく見やすい表示を」が最も多く、次いで「判断できる正確な情報の提供を望む」「食教育の機会拡大」「問い合わせ部門の明確化」「海外含む生産者情報の開示」、さらに「消費者も正しく判断する必要がある」「消費者からも積極的な意見を」といった消費者への提案、さらに「官民一体の安全な食の仕組み確立が必要」「法令違反者への厳格な対応を」といった意見がありました。

11月3日青葉区民まつりでアンケートをおこないました（回答数236）

食品全般の安全性についてどう感じていますか

非常に不安を感じる

少し不安を感じる

不安を感じない

85%の方が不安を感じています

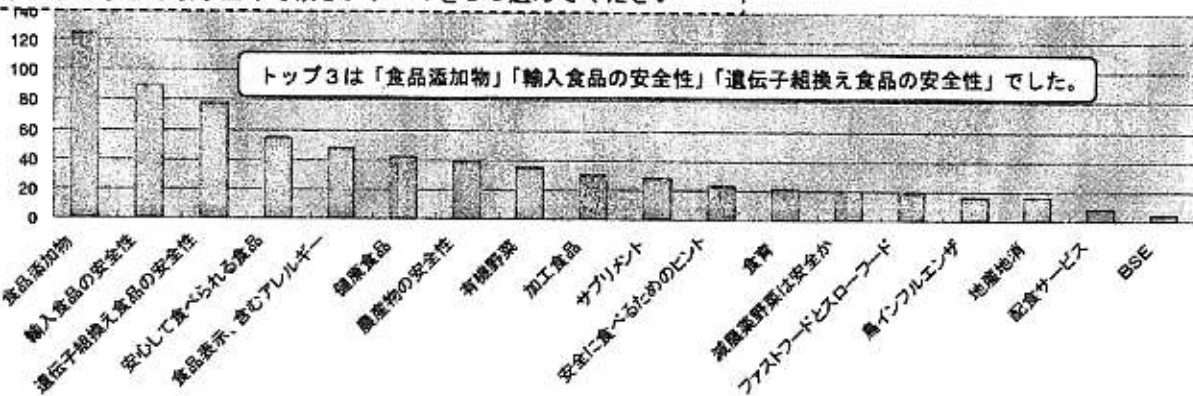
「賞味期限」を過ぎてしまいました、あなたは

自分の舌で判断する

数日なら食べる

棄てる

シンポジウムなどで取り上げて欲しいテーマを3つ選んでください



Report

ヘルスマイトは健康づくりの案内役として活動しています！

青葉区食生活等改善推進員(愛称・・・ヘルスマイト)は、自らの健康づくりを実践し、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに食生活を中心とした「健康づくりの知恵」を区民の皆さんに広めています。ヘルスマイトの主な活動は福祉保健センターとの協働事業である健康フェスティバルをはじめ、横浜市委託事業「市民の健康づくり事業」、自主活動「骨粗鬆症予防と運動」「親子の食育教室」等のボランティア活動を実施しています。ヘルスマイトになるためには、食生活等改善推進員養成講座の受講修了が条件となります。養成講座に関する問合せ、青葉区福祉保健センター健康づくり係 045-978-2441

ヘルスマイトの活動等に関する問合せ 045-913-8362



毎月19日は「食育の日」  
11月19日は  
たまプラーザ駅で普及活動！